

令和元年度決算に係る

健全化判断比率等審査意見書

釧路市監査委員

釧 監 第 2 1 号
令和 2 年 8 月 2 5 日

釧路市長 蝦 名 大 也 様

釧路市監査委員 田 中 敏 也
釧路市監査委員 甲 谷 哲 也
釧路市監査委員 宮 田 団

令和元年度決算に係る健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、当該比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出いたします。

令和元年度決算に係る健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和元年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和元年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

上記は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき令和2年5月13日及び令和2年7月21日に市長から送付され、審査に付されたものである。

第2 審査の期間

令和2年5月25日から令和2年8月21日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることを認めた。

健全化判断比率では、指標はいずれも早期健全化基準を下回っており、前年度に比較し改善されていることから、今後も引き続き財政の健全化に向けた取組の一層の推進を求めるものである。

資金不足比率では、いずれの会計も経営健全化基準を下回っている。

各比率の概要は、次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比 率 の 名 称	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	差引増△減 (A－B)	早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.28	
連結実質赤字比率	—	—	—	16.28	
実質公債費比率	10.9	11.0	△ 0.1	25.0	
将 来 負 担 比 率	83.6	93.7	△ 10.1	350.0	

注 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」を記載した。

(1) 実質赤字比率

令和元年度は、実質収支が黒字となったところである。

(2) 連結実質赤字比率

令和元年度は、連結実質収支が黒字となったところである。

(3) 実質公債費比率

令和元年度は10.9%で、早期健全化基準を14.1ポイント下回ったところである。

(4) 将来負担比率

令和元年度は83.6%で、早期健全化基準を266.4ポイント下回ったところである。

2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	差引増△減 (A－B)	経営健全化基準	備 考
病 院 事 業 会 計	—	—	—	20.0	
水 道 事 業 会 計	—	—	—		
工業用水道事業会計	—	—	—		
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—		
公設地方卸売市場事業会計	—	—	—		
港 湾 整 備 事 業 会 計	—	—	—		
農業用簡易水道事業特別会計	—	—	—		

注 資金不足がない場合は「—」を記載した。

(1) 病院事業会計

令和元年度は、資金剰余額を生じたところである。

(2) 水道事業会計

令和元年度は、資金剰余額を生じたところである。

(3) 工業用水道事業会計

令和元年度は、資金剰余額を生じたところである。

(4) 下水道事業会計

令和元年度は、資金不足比率は算出されなかったところである。

これは、比率の算出に用いる資金不足額の算定において、解消可能資金不足額が算出されており、この解消可能資金不足額が算定の基になる資金の不足額を上回ることによるものである。

(5) 公設地方卸売市場事業会計

令和元年度は、資金剰余額を生じたところである。

(6) 港湾整備事業会計

令和元年度は、資金剰余額を生じたところである。

(7) 農業用簡易水道事業特別会計

令和元年度は、資金不足額を生じなかったところである。